



豊かで住みよい
町づくりをめざして

合併処理浄化槽

戸別合併処理浄化槽整備事業



宮城県大郷町

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽とは

古所・洗濯場・便所場・洗面所等から排出される生活廃水を、し尿と一緒に処理する施設です。生活廃水中の汚濁物質量は、一丸一日あたり約50kgであります。合併処理浄化槽で処理すると、汚濁物質量をわずか1kg/L(1/50)にまで減らしてくれます。

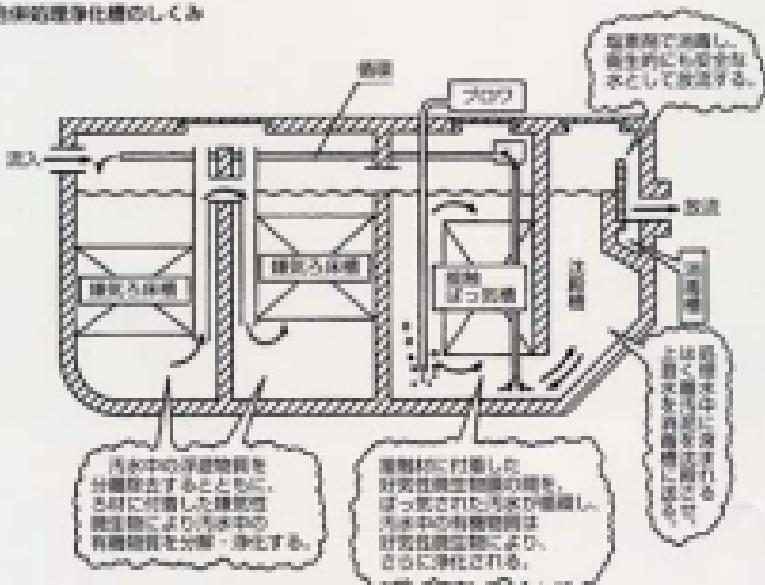
合併処理浄化槽本体工事は、一定の受益者分賃金をいただき、町が行います。

合併処理浄化槽が設置されると

合併処理浄化槽を設置することによって、私たちの生活環境は著しく向上します。

悪臭や伝染病の仲立ちをするバエ・他の生き物が捕獲され、渕み取り式だったトイレが廃止されることで、子供からお年寄りまで安心して生活できるようになります。家庭から排出される雑草や多やし類は合併処理浄化槽で処理され、きれいな水として自然にかえすことができ、則は雨びれ遊びや魚釣りができる清潔としてえみがえるのです。

合併処理浄化槽のしくみ



合併処理浄化槽の大きさは

合併処理浄化槽の大きさは、人間やメーカーによってさまざまですが、基本的には車両半分のスペースがあれば、いつでも設置可能です。また、本体の設置工事は、着手後約10日から15日程度で完了します。

町が設置・管理する「町設置型制度」

合併処理浄化槽の設置からその後の維持管理まで、町が主体となって行います。
自持管理型と被設置工事は

- 町が責任を持って行います。
- 必要とする工事費用（工事工賃費）は、町が負担しますが、設置者にも一部負担していただきます。（受託者分担金）
- その他の、宅内・室外配管工事やトイレ改造にかかる料金など浄化槽本体以外の費用については、全額個人負担になります。ただし、室外配管工事については、町補助金制度を受けることができます。（1mにつき1万円を上限として最大10mまで）

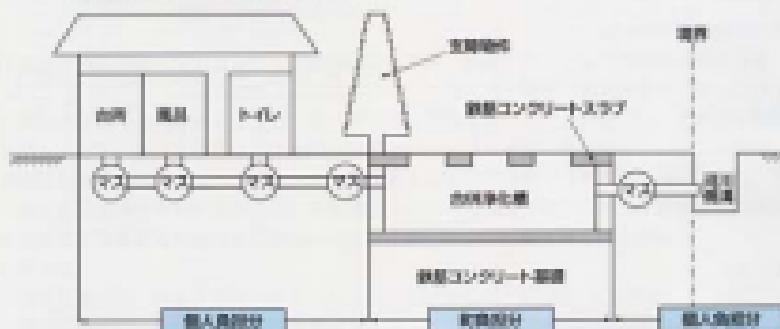
維持管理は

- 町の委託業者が定期的に点検を行います。
- 運営管理費の一部は、設置者に負担していただきます。（使用料）
- 既に設置している合併処理浄化槽を、町に譲渡していただいた場合も、町の責任で維持管理を行います。

町の施設利用

- 合併処理浄化槽本体以外の費用については、70万円以内の資金融資が受けられます。

工事費の負担区分



※合併処理浄化槽設置に必要な経費目的の個人負担額

- ・本道管等の埋設物の移設
- ・工事に支障となる立木、その他の移動または伐採
- ・合併処理浄化槽の上を駐車場として利用するための補強工事
- ・雨水ポンプを設置した場合のポンプ本体費用



合併処理浄化槽の受益者分担金

受益者分担金とは

道路や公園などの公的施設はされども利用できますが、合併処理浄化槽の恩恵を受けるのは、合併処理浄化槽を整備された皆さんに限られています。このように、限られた一部の方々のために整備される合併処理浄化槽の費用を、料金の税金だけで賄うことは、合併処理浄化槽を利用できない方にもその費用を分担させることになり、不公平を生むことになります。

そこで、合併処理浄化槽が整備され、その利益を受けた土地所有者の皆さんを受益者とし、合併処理浄化槽設置事業費の一部を分割していただくことが受益者分担金です。

受益者分担金は下表のとおりです。

住宅の種別・床面積	人 標	受益者分担金額	備 考
130㎡(約30坪)未満 → 小庭園住宅用	5人標	44,000円	
130㎡(約30坪)以上 → 普通住宅用	7人標	54,000円	
自転車が停めきる所以上 → 二世帯・大家族住宅用	10人標	65,000円	家族の人数によって設置する合併処理浄化槽の大きさが変わる場合があります。

受益者負担金の納付は

受益者からの申告により、町で決定した受益者分担金決定通知書通りに納付書を選択しますので、既定の全額欄間に全額一括で納めて下さい。

受益者とは

原則として、合併浄化槽が整備された土地の所有者の皆さんを受益者といいます。(地上権、賃貸又は使用権者若しくは借地権による権利の引継となっている土地については、それぞれの権利者が受益者となります。)

ただし、土地所有者と地上権者などを協議してどちらが受益者になるか選択することもあります。



合併処理浄化槽の使用料

合併処理浄化槽の保守点検や修理、法定検査など、毎年の運行管理にかかる費用の一覧を施設者の方さんにご用意としておめでいただきます。

町が委託した業者が、定期的に設置者宅の維持管理を行いますので、設置者個人があれこれ手配する必要はありません。

合併処理浄化槽の正しい使用を心がけるだけですから日頃の維持管理は大変簡単です。

合併処理浄化槽使用料は、下記表のとおりです。

人 員	月額使用料(税込)	年間の維持管理内容
5人様	3,300円	合併処理浄化槽設置後、以下に要する使用料全て使用料で賄われます。 ・毎月の保守点検や備品の補充 ・修理の引き受け ・年1回の法定検査
7人様	3,300円	
10人様	3,600円	

※ 合併処理浄化槽設置後、次に要する料金は個人負担となります。

・施設者の都合による合併処理浄化槽の稼働停止	・施設者の責による停機
・直結ポンプを設置した場合の電気料及び修理費	・アコアーの電気料

ご家庭で気をつけて欲しいこと

浄化槽を使用されているご家庭では、浄化槽の機能を乱さないよう、次のことにご注意下さい。

お風呂や洗濯では・・・

- 洗剤や漂白剤を使いすぎると、浄化槽内の微生物の働きが悪くなります。洗剤等の使用量は、適量を心がけてください。（漂白水は一度に適量をください）

台所では・・・

- 使用後の油や野菜くず等ができるだけ流さないでください。微生物の働きが悪くなります。
- 槽内汚れを落とすアミニア性洗剤を使いすぎると、微生物が死滅し有機物の分解が行われず、黒臭の原因となります。洗剤の使用量は適量を心がけてください。

トイレでは・・・

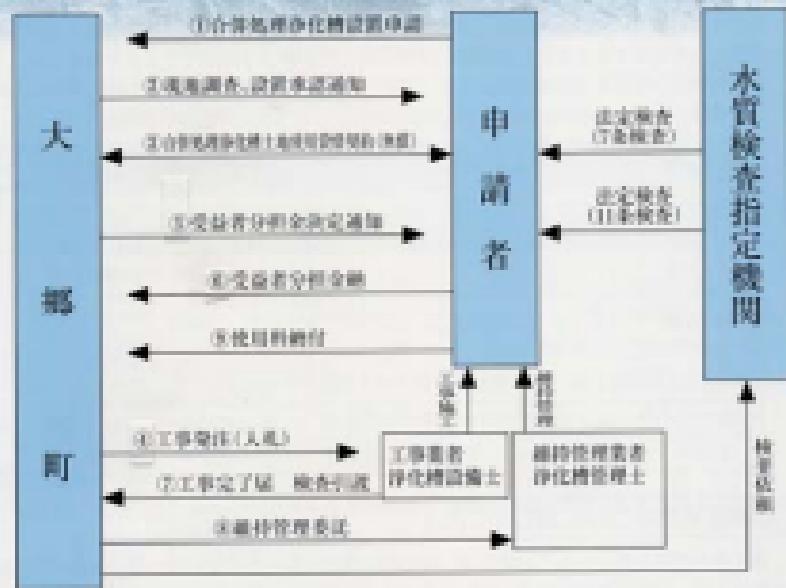
- 便はみを落とす酸性洗剤を使いすぎると、微生物が死滅し有機物の分解が行われず、黒臭の原因となります。洗剤の使用量は適量を心がけてください。
- アコアーの吸拾や処理用品、紙おむつ等は水に溶けず分解もしません。排水管が詰まる原因となりますので流さないでください。

その他の・・・

長時間の旅行等で水を留守にする場合でも浄化槽の遮断機（アコア）の遮断は切らないでください。空気を好み微生物のために残っている空気の供給が遮断されて微生物に影響を及ぼし、黒臭の原因となります。

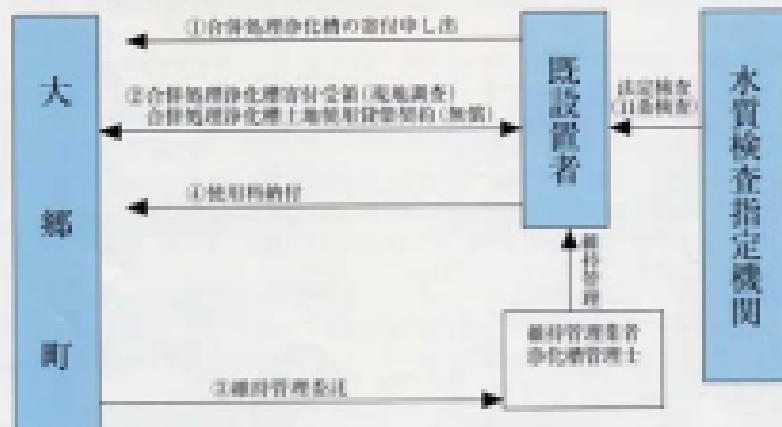
合併処理浄化槽の設置及び管理

〈新設合併処理浄化槽〉



〈設置済合併処理浄化槽（下水道区域及び標準化策排水区域以外の地区）〉

（個人設置・維持管理が合併設置型と同じく町で維持管理に）

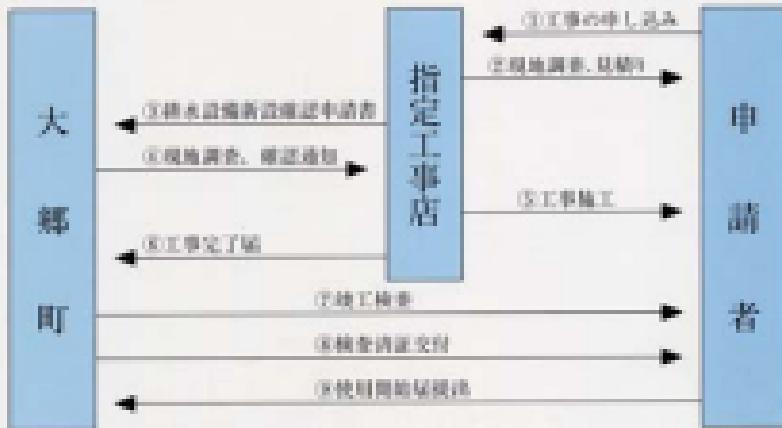


排水設備工事

排水設備工事体験の指定工事店で

指定工事店とは、大郷町下水道条例に定める基準を満たしてあり、安全な工事を行うための必要な技術を有しているものとして、町が認定している業者です。(排水設備工事専門技術者試験に合格し、町に登録している方)

皆さんが行う排水設備の設置や水洗トイレの改造は、必ず排水設備指定工事店に申し込み下さい。また、町に対する御願いの作成、費用等の手続きを皆さんに代わって行いますので気兼にご相談下さい。



宅外配管補助金制度

(申請から交付まで)

